

京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA運用規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成27年8月1日一部改正)

(平成29年7月13日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、京都市中京区油小路通御池押油小路町地先に設置の堀川御池ギャラリー棟内「京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA」（以下「ギャラリー」という。）の運用及び使用について必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 ギャラリーは、本学の教育・研究成果を広く市民へ還元するとともに、芸術文化創出の人材交流の場とし、産官学連携のサテライト的機能を果たすこととする。

(開館時間及び休館日)

第3条 ギャラリーの開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA運営委員長（以下「運営委員長」という。）が、必要と認めたときは、これを変更することができる。

開館時間 午前11時から午後7時まで

休館日 月曜日、ただし月曜日が国民の祝日にに関する法律に規定する休日に当たる場合はその翌日、並びに1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

(使用期間)

第4条 ギャラリーの使用期間は、準備・撤収を含み60日以内とする。ただし、運営委員長が、特別の事由があると認めた場合はこの限りではない。

2 使用時間は、午前10時30分から午後7時までとする。

(使用者)

第5条 ギャラリーの使用者は次のとおりとする。

- (1) 本学教職員（退職教員を含む）
- (2) 本学学生（院生を含む）
- (3) 本学卒業生
- (4) その他、京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA運営委員会（以下「運営委員会」という。）が使用を認めた者

(使用の申請)

第6条 ギャラリーの使用を希望する者は予め所定の使用許可申請書（第1号様式）を連携推進課に提出し、運営委員長の許可を受けなければならない。

2 使用許可申請書の受付は、原則として前年度の9月に行うものとする。

3 本学学生の使用の申請については、事前に担当教員の承諾を得なければならない。

(使用の許可)

第7条 使用許可は、運営委員会ギャラリー企画・申請展部会で審査し、運営委員会の議を経て、運営委員長が受付を行った月の翌月に申請者に通知する。

(使用条件)

第8条 使用者は次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 会場及び展示物管理のための要員を配置すること。
- (2) 展示物の保管については全責任を負うこと。
- (3) 施設、設備の加工や電気工事に類することを許可なく行わないこと。
- (4) 強大な音響、振動、その他不快な刺激を出さないこと。
- (5) 展示場所として指定された場所以外に展示物の掲示又は設置を行わないこと。
- (6) その他、運営委員会の指示に従うこと。

(使用許可の取消等)

第9条 運営委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ギャラリーの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規程又は許可の条件に違反したとき。
- (2) 本学の運営に支障があると認めたとき。
- (3) 本学が使用する必要が生じたとき。

(返還)

第10条 使用者は、ギャラリーの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して返還しなければならない。

(実費弁償)

第11条 本学は、ギャラリーの使用に係る光熱水費等の実費を使用者に請求することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失によりギャラリーの設備又は備品を滅失し、若しくは

損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事故等の責任)

第13条 本学はギャラリーの使用中に生じた一切の事故について、その責任を負わない。

ただし、本学が使用中に生じた事故については、この限りではない。

(運用使用に関する審議)

第14条 ギャラリーの運用及び使用に関する事項は運営委員会で審議する。

(事務)

第15条 ギャラリーの管理及び運営に関する事務は、連携推進課において処理する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年7月13日から施行する。